

放射線の基礎知識を学ぶ ～放射線に関する講演会（青森県主催）～

5月12日（土）、東通中学校体育館において、青森県の主催による「放射線に関する講演会」が開催されました。

昨年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故では、非常に広い範囲に影響があり、現在も、農林水産物などの出荷停止や、大勢の方々が避難を余儀なくされており、県内においても、放射線や放射線の人体への影響などについて関心が高まっています。

そこで、青森県では、広く一般の方々にも放射線の基礎や人体への影響などに関する知識を学んでいただくため、県内の各地域で講演会を開催することとしており、今回、東通村において開催されることとなりました。

講師には、放射線の専門家である弘前大学被ばく医療総合研究所の山田正俊教授をお招きして、「放射線の基礎知識」と題して講演がありました。

講演会では、放射線・放射能・放射性物質の意味や環境への影響、福島第一原子力発電所やチェルノブイリ原子力発電所の事故、福島第一原子力発電所事故に対する弘前大学の対応、内部被ばくなどの放射線の人体への影響や被ばくを低減する方法などについてのお話があり、まとめとして、



講師の山田正俊教授



講演会の状況

- ・放射性物質によって特性が違うため、環境や人体に与える影響も違うことを理解して欲しい。
- ・怖がり過ぎない。怖がり過ぎると精神的に参ってしまう（心理的ストレス）。チェルノブイリ事故では、「被ばくしてしまった」というトラウマに悩まされた人々が多數いた。
- ・自然界に存在する放射線でも常に被ばくしているという事実を認識して欲しい（時として自然界からの被ばくのほうが大きいこともある）。
- ・「放射線を正しく理解する」ことが重要。

とのお話がありました。限られた時間の中で盛りだくさんの内容でしたが、参加された方々（59名）は、講師のお話を熱心に聴き入っていました。

村としても、東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、様々な対応を進めていくこととしています。

行政相談所開設のお知らせ

総務省の「行政相談」は、国の行政機関や独立行政法人、特殊法人及び認可法人の仕事、県、市町村の仕事で法定受諾事務に該当するもの・補助を受けて行なっているものやその手続きなどに関して、皆様の苦情や意見、要望を受けて行政運営の改善などを図っています。

今回、下記日程で行政相談所を開設いたします。相談方法は、口頭、電話、手紙のいずれでも結構です。ご相談は無料で親切にお聞きし、秘密は守られます。

- ☆ 日 時 6月12日（火）10：00～15：00まで
 場 所 戸労土地共有会館（電話 47-2150）
 相 談 員 五十嵐みさ子
 東通村大字戸労字戸労32番地（自宅電話 47-2725）
- ☆ 青森行政評価事務所（担当窓口：行政相談課）
 住 所 〒030-0801 青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎4階
 電 話 017-734-3354 FAX 017-734-3355